

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小峰 裕 幸	埼玉県羽生市大字小須賀千二十五番地
同	木村 欽 一	同 加須市岡古井千二百三十九番地